

令和 8 年かすみがうら市議会第 3 回定例会
市長提出議案概要書

令和 8 年 8 月 2 5 日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 3 件 〕

報告第 8 号	令和 7 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足 比率について	1
報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	2
報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約 の変更〉	3

○ 条例に関する議案〔 4 件 〕

議案第 49 号	かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条 例の制定について【一部改正】	4
議案第 50 号	かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	5
議案第 51 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	6～7
議案第 52 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい て【一部改正】	8

○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 53 号	令和 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）	9～12
議案第 54 号	令和 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）	13

議案第 55 号	令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	14
議案第 56 号	令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	15

○ 決算に関する議案〔 6 件 〕

議案第 57 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	16
議案第 58 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	17
議案第 59 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 60 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19
議案第 61 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	20
議案第 62 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	21

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 63 号	石岡地方斎場組合理約の変更について	22
議案第 64 号	湖北環境衛生組合の解散について	23
議案第 65 号	湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について	24

報告第 8 号	令和 7 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
---------	-------------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

2 内 容

（１） 健全化判断比率 （単位：％）

比率区分	令和 7 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	1 3 . 0 7	2 0 . 0
連結実質赤字比率	—	1 8 . 0 7	3 0 . 0
実質公債費比率	8 . 4	2 5 . 0 0	3 5 . 0
将来負担比率	3 0 . 3	3 5 0 . 0 0	

（２） 資金不足比率 （単位：％）

会計の名称	令和 7 年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業会計	—	2 0 . 0

〔 総務企画部：経営企画課 〕

報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 （1） 相手方 石岡市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 30%：相手方 70% ・損害賠償額 かすみがうら市 25,427 円 相手方 59,328 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 0111 号線、宍倉 4258 番 2 付近において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 8 年 7 月 30 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

報告第10号	専決処分事項の報告について 〈霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負 契約の変更〉
1 要 旨 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。 2 内 容 （1） 工事名 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事 （2） 主な変更内容（第1回変更） ・足場設置工法の変更による減 ・非常用放送設備の更新による増 ・機械設備工事の既設撤去工事等の数量増加による増 ・週休2日促進工事経費補正による増 等 （3） 変更前の契約金額 394,900,000円 今回変更契約額 3,289,000円 増額 変更後の契約金額 398,189,000円 （4） 相 手 方 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846番地1 常磐建設 株式会社 代表取締役 佐々木 孝夫 3 専決処分日 令和8年8月17日 （参考）工期 令和7年9月25日から令和8年9月24日まで 〔 会計事務局：会計課 〕	

議案第 4 9 号	かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 市特別職報酬等審議会において、地域の実情を踏まえるとともに、識見を有する者の意見を反映し、より幅広い視点から審議を行うことができるよう、所要の改正を行うもの。 2 内 容 - ア 委員として委嘱する者に「識見を有する者」を加える - イ 委員に関する規定を号建てに整理 3 施行年月日 公布の日 〔 総務企画部：秘書人事課 〕	

議案第 5 0 号	かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】				
1 要 旨 本市の監査委員定数については、平成 19 年 3 月に監査体制の充実を図るため条例を改正し、地方自治法の法定定数が 2 人であるところ、3 人としてきました。約 20 年が経過する中、平成 27 年度には監査委員事務局が新たに設置され、令和 8 年度からは配置される職員が専属となり監査機能の充実が図られました。また、県内 44 市町村中、法定定数が 2 人となるのは 43 市町村（水戸市以外）で、そのうち、条例により法定定数を超える定数としているのは、本市を含む 4 市（つくば市等）にとどまっております。 このような状況を踏まえ、法定定数による監査体制においても監査機能を十分確保できるものと判断し、本市監査委員 1 人の任期が本年 9 月 20 日に満了となることに伴い、本条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 監査委員の定数の減 <table> <tr> <th data-bbox="435 1341 874 1411">改正前</th><th data-bbox="874 1341 1311 1411">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="435 1411 874 1480">3 人</td><td data-bbox="874 1411 1311 1480">2 人</td></tr> </table> (2) 条の削除に伴う条ズレの整理 3 施行年月日 公布の日 〔 監査委員事務局 〕		改正前	改正後	3 人	2 人
改正前	改正後				
3 人	2 人				

議案第 5 1 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 市役所の再起動の第一歩として、多様化する政策課題に的確に対応するとともに、内部統制機能の明確化を図るため、行政組織機構条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 組織数（消防組織を除く） 〔 現 行 〕 8 部局 〔 再 編 後 〕 8 部局 (2) 部の再編 ア 内部統制機能の明確化を図るため、管理部門の「総務企画部」を、「市長公室」と「総務部」に再編する。 イ 「会計事務局」から契約・検査部門を分割し、財政部門と統合を図るため、「会計事務局」を廃止する。 (3) 事務分掌（課）の再編 ア 「市長公室」には、「秘書人事課」及び「政策企画課」を設置し、事務分掌を再編する。 イ 「総務部」には、「総務課」、「財政課」及び「情報政策課」を設置し、事務分掌を再編する。 (4) 行政組織機構の再編に伴う関係条例の改正 ア かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 6 号）	

3 施行年月日

令和8年10月1日

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 5 2 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 条）並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）の改正に伴い、コンビニエンスストア等における交付サービスや申請補助端末機を利用した印鑑登録証明書の発行の方法を追加するため、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 （１） 個人番号カードと一体化した特定在留カード又は特定特別永住者証明書による方法の追加。 （２） スマートフォンに搭載された電子証明書による方法の追加。 3 施行年月日 公布の日 〔 市民部：市民課 〕	

議案第 5 3 号	令和 8 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）
-----------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 8, 7 9 6 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 0 9 億 5, 7 9 9 万 5 千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3, 484, 925	52, 316	3, 537, 241
県支出金	1, 534, 481	4, 542	1, 539, 023
繰越金	26, 742	91, 804	118, 546
市債	1, 868, 000	139, 300	2, 007, 300
歳入合計	20, 670, 033	287, 962	20, 957, 995

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2, 984, 506	11, 549	2, 996, 055
民生費	7, 588, 211	38, 561	7, 626, 772
衛生費	1, 132, 426	27, 712	1, 160, 138
農林水産業費	623, 933	1, 320	625, 253
土木費	1, 679, 768	71, 000	1, 750, 768
消防費	1, 840, 740	137, 820	1, 978, 560
歳出合計	20, 670, 033	287, 962	20, 957, 995

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
企画調整に要する経費	1,297	経営企画課
コミュニティステーション管理に要する経費	10,252	地域コミュニティ課
イ 民生費の事業費		
介護保険特別会計繰出に要する経費	308	介護長寿課
わかぐり保育所管理運営に要する経費	9,892	子育て支援課
認定こども園等に要する経費	13,350	子育て支援課
家庭的保育等に要する経費	15,011	子育て支援課
ウ 衛生費の事業費		
上水道企業補助に要する経費	27,712	経営企画課
エ 農林水産業費の事業費		
園芸振興に要する経費	1,320	農林水産課
オ 土木費		
道路維持管理に要する経費	36,000	道路課
(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	35,000	道路課
カ 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	135,959	消防総務課・警防課
消防団運営に要する経費	861	消防総務課
災害対策に要する経費	1,000	環境防災課

〔 総務企画部：経営企画課 〕

令和8年度 一般会計補正予算第2号 R080901第3回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	企画調整に要する経費		1,297
		サイン修正業務委託	358
		国庫補助金等返還金	939
2	コミュニティステーション管理に要する経費		10,252
		志士庫コミュニティステーション受電設備工事	10,252
3	介護保険特別会計繰出に要する経費		308
		介護保険特別会計繰出金	308
4	わかぐり保育所管理運営に要する経費		9,892
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	5,918
		会計年度任用職員期末手当	1,353
		会計年度任用職員勤勉手当	1,166
		会計年度任用職員厚生年金保険料	709
		会計年度任用職員雇用保険料	112
		会計年度任用職員共済短期給付負担金	480
		会計年度任用職員費用弁償	154
5	認定こども園等に要する経費		13,350
		就学前教育・保育施設整備交付金	13,350
6	家庭的保育等に要する経費		15,011
		保育緊急対策事業補助金	360
		民間地域型保育（市内）給付費	12,040
		民間地域型保育（広域）給付費	2,611

No	事業	内 容	単位：千円
7	上水道企業補助に要する経費		27,712
	上水道事業補助金		27,712
8	園芸振興に要する経費		1,320
	儲かる産地支援事業費補助金		1,320
9	道路維持管理に要する経費		36,000
	修繕料		15,000
	道路維持補修作業委託		3,000
	道路路側草刈り委託		18,000
10	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費		35,000
	道路改良工事		35,000
11	常備消防に要する経費		135,959
	修繕料		1,685
	防火水槽解体工事		5,960
	消防庁舎(消防本部・西消防署)整備工事		75,772
	消防庁舎(東消防署)整備工事		50,328
	消防用備品		2,214
12	消防団運営に要する経費		861
	修繕料		861
13	災害対策に要する経費		1,000
	茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金		1,000
合 計			287,962

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 5 4 号	令和 8 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 0 9 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 2 億 7 , 9 8 9 万 4 千円とするものの。			
2 内 容			
(1) 歳入の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
諸収入	1, 001	2, 094	3, 095
歳入合計	1, 277, 800	2, 094	1, 279, 894
(2) 歳出の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
諸支出金	1, 001	2, 094	3, 095
歳出合計	1, 277, 800	2, 094	1, 279, 894
(3) 事業別補正予算の説明		(単位：千円)	
歳出（事業）	補正額	事業担当課	
ア 諸支出金の事業費			
保険料還付に要する経費	2, 094	国保年金課	
〔 保健福祉部：国保年金課 〕			

議案第 5 5 号	令和 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
-----------	---------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 9 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 1 億 8, 0 1 5 万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	624, 763	308	625, 071
繰越金	1, 000	1, 642	2, 642
歳入合計	4, 178, 200	1, 950	4, 180, 150

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	78, 560	308	78, 868
諸支出金	2, 002	1, 642	3, 644
歳出合計	4, 178, 200	1, 950	4, 180, 150

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	308	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	1, 642	介護長寿課

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 5 6 号	令和 8 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
-----------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、予算書第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、それぞれ 5 0 5 千円を追加し、収益的収入の予定額を 9 億 8 千 7 8 7 万円とし、収益的支出の予定額を 1 1 億 3 千 3 2 1 万 6 千円とするもの。

2 内 容

（１） 収益的収入の補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		987, 365	505	987, 870
	営業収益	786, 603	△27, 207	759, 396
	営業外収益	200, 760	27, 712	228, 472

（２） 収益的支出の補正

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業費		1, 132, 711	505	1, 133, 216
	営業費用	1, 035, 357	505	1, 035, 862

〔 都市建設部：上下水道課 〕

議案第 57 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
----------	---------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 7 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		19,862,032,311	19,585,575,953	1.41
歳 出 総 額 ②		18,917,016,625	18,796,828,601	0.64
形式収支額③（①－②）		945,015,686	788,747,352	19.81
繰 越 財 源	継 続 費 通次繰越額	12,895,000	0	—
	繰越明許費 繰 越 額	38,858,820	52,191,000	△25.54
	計 ④	51,753,820	52,191,000	△ 0.84
実質収支額 ⑤（③－④）		893,261,866	736,556,352	21.28

※ 繰越明許費繰越 → 総 務 費 1 事業 （ 1,848 千円）
 民 生 費 2 事業 （ 10,980 千円）
 衛 生 費 1 事業 （ 11,354 千円）
 農林水産業費 1 事業 （ 198,668 千円）
 商 工 費 1 事業 （ 226,037 千円）
 土 木 費 4 事業 （ 221,638 千円）
 消 防 費 1 事業 （ 14,982 千円）
 教 育 費 1 事業 （ 16,345 千円）

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 58 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
----------	---------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 7 年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3,940,104,389	3,985,393,194	△ 1.14
歳 出 総 額 ②		3,932,653,034	3,970,787,748	△ 0.96
形式収支額③（①－②）		7,451,355	14,605,446	△48.98
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		7,451,355	14,605,446	△48.98

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 59 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
----------	--

1 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 7 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		1,252,759,887	1,185,246,914	5.70
歳 出 総 額 ②		1,220,547,369	1,161,993,882	5.04
形式収支額③（①－②）		32,212,518	23,253,032	38.53
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		32,212,518	23,253,032	38.53

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 6 0 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
-----------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 7 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3, 930, 678, 468	3, 884, 943, 971	1. 18
歳 出 総 額 ②		3, 850, 547, 473	3, 846, 005, 079	0. 12
形式収支額③（①－②）		80, 130, 995	38, 938, 892	105. 79
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		80, 130, 995	38, 938, 892	105. 79

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 6 1 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について		
1 要 旨			
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。			
2 内 容			
(1) 収益的収支（税抜） （単位：円：％）			
区 分	令和 7 年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	966, 598, 194	984, 232, 483	△1. 79
収益的支出 ②	976, 135, 778	978, 063, 437	△0. 20
差 引 ③ (①－②)	△9, 537, 584	6, 169, 046	△254. 60
当年度純利益又は純損失	△9, 537, 584	6, 169, 046	△254. 60
当年度未処分利益剰余金	1, 078, 914, 586	1, 088, 452, 170	△0. 88
(2) 資本的収支（税込） （単位：円：％）			
区 分	令和 7 年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	103, 200, 000	390, 400, 000	△73. 57
資本的支出 ②	445, 062, 774	651, 121, 752	△31. 65
差 引 ③ (①－②)	△341, 862, 774	△260, 721, 752	△31. 12
資本的収入が資本的支出に対し、不足する額 341, 862, 774 円は、消費税資本的収支調整額 7, 988, 499 円及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金 333, 874, 275 円で補填した。			
〔 都市建設部：上下水道課 〕			

議案第 6 2 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について		
1 要 旨			
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。			
2 内 容			
(1) 収益的収支（税抜） （単位：円：％）			
区 分	令和 7 年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	1, 236, 159, 542	1, 290, 464, 431	△4. 21
収益的支出 ②	1, 194, 564, 783	1, 231, 199, 806	△2. 98
差 引 ③ (①－②)	41, 594, 759	59, 264, 625	△29. 82
当年度純利益又は純損失	41, 594, 759	59, 264, 625	△29. 82
当年度未処分利益剰余金	528, 591, 048	486, 996, 289	8. 54
(2) 資本的収支（税込） （単位：円：％）			
区 分	令和 7 年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	509, 308, 470	568, 746, 511	△10. 45
資本的支出 ②	808, 884, 727	833, 916, 871	△3. 00
差 引 ③ (①－②)	△299, 576, 257	△265, 170, 360	△12. 98
資本的収入が資本的支出に対し、不足する額 299, 576, 257 円は、消費税資本的収支調整額 10, 986, 818 円及び過年度分損益勘定留保資金 288, 589, 439 円で補填した。			
〔 都市建設部：上下水道課 〕			

議案第 6 3 号	石岡地方斎場組合規約の変更について
1 要 旨 石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に伴い、石岡地方斎場組合規約の全部を変更することについて、関係市と地方自治法第 2 8 6 条第 1 項に規定する協議をするため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。 2 内 容 (1) 湖北環境衛生組合との統合に伴い、これまで石岡地方斎場組合において行っていた火葬に関する事務に加え、し尿処理に関する事務を共同処理することとし、構成市における広域的な事務処理体制の強化を図るものです。 また、本案においては、組合名称を「石岡地方斎場組合」から「ひたち野広域事務組合」へ改めるとともに、議員定数等の規約の内容について全面的な見直しを行うため全部改正とし、所要の整理を行うものです。 3 施行年月日 令和 9 年 4 月 1 日 〔 市民部：環境防災課 〕	

議案第 6 4 号	湖北環境衛生組合の解散について
1 要 旨 湖北環境衛生組合の解散について、関係市と地方自治法第 2 8 8 条に規定する協議をするため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。 2 内 容 (1) 石岡地方斎場組合との統合に伴い、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって湖北環境衛生組合を解散するものです。 これにより、これまで湖北環境衛生組合において行ってきたし尿処理に関する事務は、令和 9 年 4 月 1 日に石岡地方斎場組合からひたち野広域事務組合に名称変更される組織に承継し、広域的かつ効率的な事務処理体制の構築を図ります。 〔 市民部：環境防災課 〕	

議案第 6 5 号	湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
1 要 旨 湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、関係市と地方自治法第 2 8 9 条に規定する協議をするため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。 2 内 容 (1) 令和 9 年 3 月 3 1 日をもって湖北環境衛生組合を解散することに伴い、同組合の財産の全てを令和 9 年 4 月 1 日に石岡地方斎場組合からひたち野広域事務組合に名称変更される組織に帰属させるものです。 〔 市民部：環境防災課 〕	